

修学旅行誘致促進事業助成金交付要綱

平成 23 年 11 月 1 日

最近改正 平成 29 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)が実施する、横浜市内のホテル及び旅館等(以下「宿泊施設」という。)に宿泊し市内を見学する修学旅行の補助事業者に対し、予算の範囲内において、修学旅行誘致促進事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、市内への積極的な修学旅行客の誘致を行い、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第 2 条 補助事業者は、旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 3 条の規定により登録を受けている旅行業者とする。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、学校行事として行われる修学旅行において、鉄道、航空機またはバスにより来訪のうえ市内の宿泊施設に 1 泊以上宿泊し、市内の見学個所を 2 個所以上見学するものとする。

(助成金の額)

第 4 条 第 5 条に規定する申請が行われた修学旅行で、横浜市内の宿泊施設に宿泊した学校の児童、生徒及び引率教員の数に泊数を乗じた宿泊数が 120 泊以上の場合は、30,000 円を助成するものとする。

(交付の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)は、助成の対象となる修学旅行の実施日の 30 日前までに、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー理事長(以下「理事長」という。)に、次の各号に定める書類を各 1 部提出し、助成金交付申請を行わなければならない。

- (1) 修学旅行誘致促進事業助成金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 修学旅行事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 修学旅行日程表(計画)
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

(書類審査及び交付予定額の通知)

第 6 条 助成金交付の適正を期するため、理事長は第 5 条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否及び予定額について、申請者に通知するものとする。(様式第 3 号)

(実績報告及び請求)

第7条 第6条に規定する助成金交付に関する通知により、交付対象と認められた申請者は、修学旅行実施後30日以内に、次の各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行事業実績報告書兼請求書(様式第4号)
- (2) 修学旅行日程表(実績)
- (3) 市内宿泊施設利用証明書(様式第5号)
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

(助成金交付額の確定及び交付)

第8条 理事長は、第7条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。(様式第6号)

2 理事長は、前項の規定により確定させた助成金を速やかに申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

(助成金の取り消し)

第9条 理事長は、助成金の交付の決定または交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。(様式第7号)

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと理事長が認めたとき
- (3) その他、助成金を交付することが適当でないと理事長が認める事由があったとき

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 平成24年5月31日までの間は、旧要綱に基づく申請も受理できることとし、その場合の交付までの手続きは旧要綱に則って処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。